

大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社（以下「乙」という。）とは大規模災害発生時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力を要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において要請に応じるものとする。

- （1）乙が管理する宮崎県内に所在するサービスエリア・パーキングエリア等の施設（以下「休憩施設等」という。）の防災拠点としての活用
- （2）休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- （4）災害情報等の共有
- （5）公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援
- （6）その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する場合、甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにして口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力を円滑に実施するために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練及び連絡会議等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時より本協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するため、相互に企画・立案する防災訓練及び連絡会議等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 8月11日

甲 宮崎県
宮崎県知事

乙 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号
西日本高速道路株式会社 九州支社
支社長

(河野俊嗣)

(本間清輔)